

平成20年度 屋外広告物講習会開催概要

1. 目的

石川県屋外広告物条例（昭和39年石川県条例第60号）第18条の9第1項に規定する法定講習会を開催する。

2. 開催主体

石川県

3. 日時

平成20年11月20日（木） 午前9：00～午後5：00

4. 場所

石川県庁行政庁舎 11階第1105会議室
金沢市鞍月1丁目1番地

5. 受講対象者

屋外広告業等に携わる者

6. 受講申し込み

(1) 受付期間 平成20年10月17日（金）～平成20年11月7日（金）

(2) 申込先 所定の申込用紙を下記申込み先へ提出

〒920-0853 金沢市本町2-7-1 越田ビル3階

石川県屋外広告業協同組合

TEL 076-222-6223 FAX 076-232-1010

(3) 受講料 石川県証紙にて、2,500円（条例第19条の2）を納入

※石川県証紙は北國銀行本支店にて購入してください。

7. 受講内容

(1) 屋外広告物に関する法令

(2) 屋外広告物の表示に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

8. 修了証書の交付

講習会の課程を修了した者に、修了証書を交付する

9. 関連ホームページ

http://www.pref.ishikawa.jp/toshi/top_index.htm

平成20年度屋外広告物講習会実施要綱

1 趣 旨

この要綱は、石川県屋外広告物条例（昭和39年石川県条例第60号）第18条の9第1項に規定する講習会を開催するために必要な事項を定めるものとする。

2 開催主体 石川県

3 日 時 平成20年11月20日（木） 午前9時から午後5時まで

4 会 場 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎 11F第1105会議室

5 受講対象者 屋外広告業等に携わる者

6 受講申込及び講習手数料

- (1) 受付期間 平成20年10月17日（金）から11月7日（金）まで
- (2) 受講申込書は、次に記載する受講申込先へ提出するものとする。
- (3) 講習手数料は2,500円であり、石川県証紙にて受講申込書に添えて、受講申込先へ納めるものとする。
ただし、修了者等に対する再講習受講者は無料とする。
- (4) 既納の講習手数料は、返還しない。

7 受講申込先

金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階
石川県屋外広告業協同組合

8 講習の内容

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

(4) 次のアからエまでのいずれかの資格等を有する者については前号(3)の講習を免除する。

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- イ 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する電気工事士
- ウ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第54条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- エ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業訓練施設を行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

9 修了証書の交付

講習会の課程を修了した者に、修了証書を交付する。

修了者等に対する再講習会の課程を修了した者に、石川県屋外広告物修了者再講習実施要綱に規定する修了証書を交付する。

10 講習会の運営に関する事務の委託

講習会の運営に関する事務は、別に定めるところにより石川県屋外広告業協同組合に委託する。

11 講習会開催公告等

公報並びに「広報いしかわ」を通じて講習会開催に関して必要な事項を公告する。

(別記様式1)

受講申込書

新規 ・ 再
いずれかに○をつけて下さい。

石川県知事 殿

平成 年 月 日

本籍 _____ 都道府県

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 () _____

生年月日昭和・平成 年 月 日 (歳) 男・女

勤務先 名称 _____

所在地 _____

電話 () _____

撮影 平成 年 月

※ 回数		写 真 4cm×5cm のもの 申込前6ヶ月以内に撮影 正面脱帽半身像のもの
※ 会場名		
※ 期間		
※ 備考		
※ 受付番号		

(注意事項) ※印欄は、記入しないで下さい。